

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について</p> <p>1-1 被災者の心のケアの充実について</p> <p>東日本大震災津波から5年が経過したが、沿岸被災地ではPTSD(心的外傷後ストレス障害)の発症が数多く報告され、児童生徒の不登校も増加するなど、被災者の心のケアの必要性が一層増している。</p> <p>県においては、震災後「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」を設置し、被災者の心のケアに努めてきたが、今後更なる相談体制の充実が求められる。</p> <p>また、被災地の学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、被災した子どもたちの様々な相談に対応してきたところであるが、人員不足によって十分な対応ができていないという指摘があり、更なる増員が求められている。</p> <p>については、被災者の精神的な負担を取り除き、一日も早い心の復興を進めるため、「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」の充実を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を図るよう要望する。</p>	<p>被災者のこころのケアについては、地域の保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携を図り、専門家による支援や市町村の地域保健活動への支援を行っていますが、転居等による生活環境の変化や、これまでのストレスが積み重なって疲労が増し心身とも不調を訴える者が多いことから、関係機関が連携して相談体制の充実を図り、今後もこころのケアや健康づくりを推進していきます。</p> <p>震災により心に傷を負った子どもたちの心のケアについては、平成23年6月から宮古、釜石、気仙地区に「子どものこころのケアセンター」を開設し、県内外の専門医による相談活動を実施しています。</p> <p>平成25年には、中長期的に子どもの心のケアを実施していくための拠点として、「いわてこどもケアセンター」を矢巾町に開設し、併せて沿岸3地区への巡回診療も行っているところであり、今後も子どもたちへの心のケアを推進していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>被災地の学校へは、これまでもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣を行ってきたところです。スクールカウンセラーの配置は、平成28年度に67人、平成29年度に68人と1人増員し、また、スクールソーシャルワーカーの配置については、平成28年度に16人、平成29年度に18人と2人増員することとしていますが、人材の確保に大きな課題があります。今後は、関係団体と連携しながら、幅広く人材を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について 1-2 災害公営住宅における見守り体制の強化について</p> <p>阪神淡路大震災の被災地では、被災者の高齢化が一層進み、災害公営住宅での孤独死が数多く発生するなど、未だに大きな問題となっている。</p> <p>本県においても、災害公営住宅において孤独死が報告されており、一人暮らし高齢者の見守り体制の強化が急務となっている。</p> <p>神戸市においては、現在も集合住宅にLSA(生活援助員)が配置されており、被災高齢者の見守りや、生活援助を行っているところであり、本県においても同様の取組が必要であると考えます。</p> <p>については、被災地における孤独死防止や被災者の生活援助のため、一定規模の災害公営住宅に支援員を配置するなど、新たな支援策を講じるよう要望する。</p>	<p>現在、災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員の他、市町村が配置する支援員等が、巡回により行っています。</p> <p>県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請しており、陸前高田市や釜石市においては、災害公営住宅に市の施設を併設するなどの取組も見られるところです。</p> <p>なお、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移行期においては、支援員による支援に加え、同じ地域で暮らす方々がお互いに助け合う仕組みづくりが重要であることから、平成29年度は新たにコミュニティ形成に向けた市町村の取組を支援するコーディネーターの配置や、被災者の心の復興を支援する民間団体等の取組に対して補助し、活動を支援することとしています。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-1 結婚支援策の充実について</p> <p>未婚化・晩婚化が進行する中、県が昨年10月に設置した「いきいき岩手結婚サポートセンター(i-サポ)」は、会員数が目標を上回るなど順調に運営を進めているところである。</p> <p>しかしながら、県民の認知度はまだまだ低く、市町村や結婚支援団体との連携も深まっていない状況が見受けられ、今後一層の周知と連携を図る必要がある。</p> <p>また、センターが設置された県央部、沿岸部以外の地域、特に県南部の住民からは、盛岡までの移動に時間と経費を要するため利用し辛く、同様のセンターを県南部にも設置して欲しいとの要望が数多く寄せられている。</p> <p>については、今後県民に対する周知に一層取り組むとともに、振興局単位にセンターを設置するなど、事業の効果的な運営が図られるよう要望する。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」については、平成27年10月の開設以来、盛岡市と宮古市の2カ所を拠点として、会員同士のマッチング事業を円滑に行うことを最優先に運営してきました。</p> <p>結婚を願う方々にi-サポを知っていただけるよう、市町村、関係団体等と連携を図りながらホームページ、広報誌等を活用し、より一層の周知に努めています。</p> <p>また、運営状況については、平成29年1月末現在で、会員数987人、成婚数6組と徐々に成果も上がってきていますが、地域別では、センターを設置する県央及び沿岸地域に比較し、県南及び県北地域の20歳以上の人口に対する登録割合が低くなっています。</p> <p>このことから、平成29年度において、県央地域と同程度の人口を有する県南地域にセンターを増設するとともに、県北地域において新たに出張サービスを実施することについて、“いきいき岩手”結婚サポートセンター運営委員会において協議することとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について</p> <p>2-2 子どもの医療費助成の拡充について</p> <p>子どもの医療費助成は、子どもの健康の維持増進や、子育て世帯の負担軽減を目的として全国の多くの自治体を実施しており、本県においても支援の内容は異なるものの全ての市町村が実施しているところである。</p> <p>県においても、未就学児までの通院費と小学校卒業までの入院費を助成しており、平成28年8月からは「現物給付方式」にしたことは高く評価するところである。</p> <p>しかしながら、一人親世帯の増加や、厳しい経済情勢の中、子どもの貧困も問題化し、子どもの医療費助成の必要性が一層高まっていることから、県としてもこれまで以上の取組が必要と考える。</p> <p>また、同じ岩手の子どもであるにも関わらず、住む自治体で受ける支援が異なり、格差が生じていることは好ましくなく、多くの自治体から県の統一した制度が必要との要望も寄せられている。</p> <p>については、市町村とともに県内市町村同一の医療費助成制度を検討し、他県でも行われている中学校卒業までの医療費助成の拡充を要望する。</p>	<p>子どもの医療費助成については、県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成27年8月からの未就学児及び妊産婦を対象として現物給付を実施したところです。</p> <p>本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を中学校卒業まで拡充した場合、年間約4億8千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-3 企業による子育て支援の取組の促進について</p> <p>子育て支援を効果的に進めるためには、企業の理解と協力が不可欠である。 平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用労働者101人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務とされている。本県では、101人以上の企業の策定率は100%であるが、100人以下の企業の多くは策定していないのが実情である。 他県では、県が条例を制定し51人以上100人以下の企業にも策定を義務付けているところもあり、企業の子育て支援に対する理解と取組の促進が図られている。 本県においても、2月に設立された「いわてで働こう推進協議会」が進める「いわて働き方改革推進運動」の中で、子育て支援に対する企業の理解と支援を促す取組が展開され始めたが、機運を高め、効果を上げていくためにもより具体的な取組が求められる。 については、常時雇用労働者100人以下の企業が多い岩手において、企業による子育て支援の取組を進めていくため、県において100人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務付ける条例を制定し、「働き方改革」の取組と連動させ、企業による子育て支援を効果的に進めるよう要望する。 併せて、「子育て支援の店」登録制度や、「いわて子育てにやさしい企業等」認定事業の更なる推進と、事業所内保育施設や企業主導型保育事業など、企業が活用できる子育て支援制度の周知を一層図るよう要望する。</p>	<p>「いわて子育て応援の店」については、子育て支援情報を掲載したホームページである「いわて子育てらんど」による周知の他、商工団体を通じた会員への周知に取り組んでおり、更に「子育て応援の店」ガイドブックを配付するなどにより、事業者や子育て家庭などに向けて広く情報発信していきます。 また、「いわて子育てにやさしい企業等」認証については、広域振興局による企業訪問や、商工団体や市町村を通じての広報用リーフレットの配付の他、いきいき岩手支援財団の「ワーク・ライフ・バランス推進セミナー」や県ホームページでも周知しているところであり、引き続き認証企業の拡大を図っていきます。 また、平成28年度に創設された「企業主導型保育事業」については、市町村を通じて周知を図っています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-3 企業による子育て支援の取り組みの促進について</p> <p>子育て支援を効果的に進めるためには、企業の理解と協力が不可欠である。</p> <p>平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用労働者101人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務とされている。本県では、101人以上の企業の策定率は100%であるが、100人以下の企業の多くは策定していないのが実情である。他県では、県が条例を制定し51人以上100人以下の企業にも策定を義務付けているところもあり、企業の子育て支援に対する理解と取組みの促進が図られている。</p> <p>本県においても、2月に設立された「いわてで働こう推進協議会」が進める「いわて働き方改革推進運動」の中で、子育て支援に対する企業の理解と支援を促す取組みが展開され始めたが、機運を高め、効果を上げていくためにもより具体的な取組みが求められる。</p> <p>については、常時雇用労働者100人以下の企業が多い岩手において、企業による子育て支援の取り組みを進めていくため、県において100人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務付ける条例を制定し、「働き方改革」の取組みと連動させ、企業による子育て支援を効果的に進めるよう要望する。</p> <p>併せて、「子育て支援の店」登録制度や、「いわて子育てにやさしい企業等」認定事業の更なる推進と、事業所内保育施設や企業主導型保育事業など、企業が活用できる子育て支援制度の周知を一層図るよう要望する。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では税制優遇政策に加えて、仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む普及啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。</p> <p>また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の適正な労働環境の確保のための取組項目数や実績を総合的に評価し、優れた取組の企業を表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し広くPRを行っています。</p> <p>今後も、こうした周知・啓発活動を通じて、企業等における子育て支援の取組を促していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-4 少子化対策県民税の創設について 公債費比率が高く、財政状況が厳しい本県において、最重要課題である少子化対策に投入できる予算は決して多いとは言えない。 しかしながら、少子化による人口減少は本県にとって最大の脅威であり、子育て支援の充実等により少子化に歯止めをかけることが今最も力を注ぐべき政策課題であると考えます。 よって、県民に対する少子化対策の重要性の啓発と、医療費助成の拡充等、子育て支援の充実のための財源を確保することを目的とした「少子化対策県民税」の導入を進めるよう要望する。</p>	<p>県では、「岩手県ふるさと振興総合戦略」において、基本目標の一つとして「社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す」ことを掲げており、その実現に向けて、結婚支援や、仕事と子育ての両立支援の普及・啓発、多様な保育サービスの充実などに取り組んでいるところです。 これらの取組を推進するための財源として、地方消費税の引上げに伴う増収分の一部を充てている他、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚や妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりに向けた機運醸成に取り組んでいます。 新たな超過課税の導入については、現在、県は東日本大震災津波からの復旧・復興の途上であり、県民の十分な理解が必要であることから、受益と負担の関係など、慎重な検討が必要であると考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	D 実現が極めて困難なもの
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-5 保育士修学資金貸付事業の実施について 全国的に待機児童が大きな問題となっている中、本県においても待機児童解消のための取組が進められているところである。 しかしながら、県内の多くの保育施設では、待機児童解消以前に保育士の不足によって児童の受入れができないという問題が生じている。 このような中、首都圏では新たな保育施設が続々と誕生し、圏外への求人活動が積極的に行われていることから、今後、本県において保育士の県外流出が進むことが危惧されている。 については、保育士の県内定着を図り、安定的な保育サービスを提供できる環境を整備するため、保育士確保に必要な「保育士修学資金貸付事業」の実施を要望する。</p>	<p>保育士修学資金貸付事業の実施については、県内保育関係団体や保育士養成校と意見交換を行っているところです。 この意見交換では、学生の確保や経済的負担の軽減、将来的な保育士の確保に有効などの意見があったことを踏まえ、今後、県として具体的な制度設計について、速やかに検討していきたいと考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-6 子育て支援員研修制度の推進について 保育施設における保育士等の人員不足を解消するため、国は平成27年度に子育て支援員認定制度を創設した。 これを受け、全国の都道府県で制度の運用が始まっており、東北においても宮城、山形などで県が主体となって研修施設を選定し、支援員の認定を行っているところである。 しかしながら、本県においては、保育は市町村事業との認識から、事業の取組を各市町村の自主性に任せており、特段の指導や助言も行っていないのが実情である。このため、市町村は、研修のための施設を独自に設けるなどしているが、当該市町村の住民以外は研修受講の対象外となるため、在住の市町村に研修施設がない地域の住民が研修を受けられないという問題も生じており、早急に対応策を講じていかなければならない。 については、市町村の取組状況や課題を早急に把握し、県が地域ごとに研修施設を選定するなど、県が主体的に子育て支援員認定事業に取り組むことを要望する。</p>	<p>子育て支援員研修については、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の実施主体である市町村において、各地域の実情に応じて実施することが重要であると認識しています。 県においては、市町村が円滑に研修等に取り組めるよう必要な情報提供等に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-7 県庁内保育所の設置について 安心して子ども産み育てられる社会を実現させるためには、子どもを産んでからも安心して働き続けることができる職場環境の整備が不可欠である。 職場環境の整備を推進する方策の一つである事業所内保育施設は、働く親の負担軽減が図られるのみならず、子育て期に大切な親子の時間の確保を容易にし、仕事と子育ての両立に大きく寄与する有効な取組であると考えます。 また、子どもたちが、働く親を身近に感じ生活をするこ とで、勤労意欲の喚起と、将来のライフプランニングの 一助となることも期待できる。 さらに、中小企業が多い本県において、県自らが事業 所内保育に取り組むことにより、その効果と必要性を県 内企業に周知・普及させることができ、更なる子育て支 援の促進が図られると考える。 については、県が県内企業の「子育て支援ロールモデ ル」となり、県内企業による子育て支援を促進するた め、県庁内保育所の設置を進めるよう要望する。</p>	<p>県庁内保育所の設置については、職員の「仕事と家庭の両立」を支援する方 策の一つと考えており、職員に対するニーズ調査の実施と設置に係る諸課題 等を検討するため、平成28年7月中旬に庁内の横断的なワーキンググループ を設置し、県庁舎又は盛岡地区合同庁舎に勤務する全職員を対象にニーズ 調査を平成28年10月に実施をしました。 今後は、ワーキンググループ等で庁内保育施設の設置の必要性や、仮に設 置をするとした場合の諸課題について検討していきます。</p>	総務部	総務事 務セン ター	B 実現 に努力 している もの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 地域医療の確保について</p> <p>3-1 地域医療構想の実現に向けた安定的な医療提供体制の構築について</p> <p>近年、医師・看護師不足が叫ばれ、また高齢化の進行によって医療費が増大する中、国においては地域医療改革を目的に「地域医療構想ガイドライン」を示し、本県においても平成28年3月に2次医療圏における病床機能ごとの必要病床数などを定めた地域医療構想を策定したところである。</p> <p>この構想の実現には、地域の医療に関わる全ての関係者の理解と協力が必要であるが、特にもこれまで各医療圏において中心となって地域医療を支えてきた県立病院には、構想実現のための中心的役割を担うことが期待されている。</p> <p>については、地域医療構想が示す岩手の医療のあるべき姿の実現に向け、これまで以上に市町村立病院、民間医療機関等との医療連携を進めるとともに、新たな公立病院改革ガイドラインで示された、公立病院の統合・再編などの「効率化」や「ネットワーク化」にも積極的に取り組み、安定した地域医療提供体制の構築を図るよう要望する。</p>	<p>平成27年度策定した岩手県地域医療構想の実現に向けては、構想区域毎に設ける協議の場において病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>S その他</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 地域医療の確保について</p> <p>3-2 県立病院の医師・看護師の確保について</p> <p>全国的に深刻な医師不足は、本県にとっても例外ではなく、とりわけ県立病院においては深刻で、多くの県民から心配の声が寄せられている。</p> <p>また、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じており、このことは常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化にもつながり、更なる医師の退出を招くことで経営悪化の流れにもつながっている。</p> <p>また、看護師についても厳しい勤務環境によって離職者が増加し、必要な人員の確保がなされていないのが現状であり、看護師確保も喫緊の課題となっている。</p> <p>については、全ての県民に安定した医療を提供するという県立病院の役割を果たすためにも、医師・看護師の勤務環境の改善や、若い医師が定着したいと思うような魅力ある病院づくりにこれまで以上に取り組み、医師・看護師の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>医師の不足については、県においても深刻に受け止めていますが、派遣元である大学の医局においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>今後においても、引き続き関係大学に医師の派遣を要請する他、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入れ、奨学金養成医師の計画的な配置など医師の確保に取り組むとともに、医師の待遇改善については、病院現場で勤務する医師から直接意見を聴取するなど幅広く要望の把握に努め、可能なものから随時実施していくこととしています。</p> <p>看護師が働きやすい環境の整備に向けて 各病院に対して看護体制上の必要数を配置するとともに、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員についても正規職員で補充することとしていきます。</p> <p>また、育児支援制度の充実等に伴い不足する夜勤要員を確保するとともに、多様な勤務形態を導入することで、より働きやすい職場環境とするため、正規及び時間制看護師の夜勤専従を行っています。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-1 いじめ対策の強化について</p> <p>全国でいじめ問題が深刻化したことを受け、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから3年が経過した。</p> <p>これまで、いじめ防止対策推進法に基づき文部科学省が策定した国のいじめ防止基本方針に沿って、学校における道徳教育の充実や、相談体制の整備、被害に遭った児童生徒の支援の強化等の取組が進められてきたところである。</p> <p>しかしながら、いじめ防止対策推進法の施行後においても、本県でいじめを苦に2人の中学生が相次いで自ら命を絶ち、全国でも多くの児童生徒がいじめによって尊い命を失う悲しい出来事が続いている。</p> <p>また、文部科学省が行った平成27年度生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によれば、いじめの件数が過去最高となるなど、いじめが減少していない実態が明らかになっている。</p> <p>このことから、いじめ対策の更なる強化が必要であり、特にも、子ども同士が関わる時間が長い学校における取組はより重要であると考えます。</p> <p>については、いじめをなくすための教育の充実、教員の研修機会の拡充や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人的体制の整備等、いじめ対策を強力に進めることを要望する。</p>	<p>いじめ問題の対策については、平成28年度、「いじめの積極的認知」、「教職員間の情報の共有」及び「組織的な対応」が図られるよう、諸会議における周知、総合教育センターでの教員研修の実施により教員の資質向上を図っており、平成29年度も継続して取り組む予定です。</p> <p>また、教育相談体制をより一層充実させるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の拡充を図ることとしています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-2 県立高校の再編について</p> <p>少子化が進む本県にとって、地域を守っていくためには若者の地元定着が必要不可欠である。</p> <p>特に高校生は、地域行事への参加や奉仕活動など多方面にわたる地域づくり活動にも参加し、活躍しており、卒業後も、地域の産業を担い、ふるさとを守る人財として大いに期待されている。</p> <p>しかしながら、出生数の減少に伴って地域の高校の小規模化が進行し、本県においても新たな高校再編計画の下、順次学校統合、学科改編が進められるなど、地域の高校は極めて厳しい状況に置かれている。</p> <p>については、地域にとって重要な高校が、これからも地域との結びつきによって地域の人財育成を担っていくことができるよう、特色ある学校のあり方について広く地域住民の意見を聞きながら、学校と地域との協働体制を積極的に構築するよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」は、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としており、復興教育の推進など、ふるさとを守る人財の育成を目指しています。</p> <p>今後も、引き続き、生徒にとってより良い学びの環境を確保していくため、様々な形で地域と意見交換しながら、地域と高校の連携に努めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-3 情報モラル教育の推進について</p> <p>全国的に子どもたちのスマートフォン、携帯電話の所持率が高くなっているが、本県においてもその割合が年々高くなっている。</p> <p>スマートフォンは、情報化社会において必要なものになっている反面、様々な害も指摘されており、特にもスマホ依存による健康への害や、「ライン」等のアプリケーションがいじめの温床になっていることなどが問題視されている。</p> <p>これらの問題に対処するため、県では平成20年度から総合教育センターにおいて情報モラル教育を進めているが、他県では、夜9時以降はスマートフォンやゲーム機を使わないなどの共通ルールを設けるなど、県が主導的に規制をかける取組が行われている。</p> <p>については、様々な悪影響を及ぼすスマートフォン等から子どもたちを守るためにも、県が主導的に利用のルールを設けるなど、積極的な対策を講ずるよう要望する。</p>	<p>スマートフォン等の利用については、児童生徒の主体的な判断をもとにした情報モラルの向上が重要であると考えています。今後も、各学校において情報モラル教育を進めるとともに、総合教育センターにおいて開発した体験型の教材を用いた情報モラル教育を推進します。また、情報モラル教育指導者養成研修会を実施し、各学校で情報モラル教育の中核となる教員の養成に努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-4 35人以下学級の拡充について</p> <p>近年の社会情勢等の変化により、学校には一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が求められてきている。</p> <p>また、障がいのある子どもたちや日本語指導を必要とする子どもたちへの対応に加え、いじめや不登校など生徒指導の課題も顕著になっており、このような課題の解決に向けて、少人数学級の推進など計画的な定数改善が必要となっている。</p> <p>また、我が国は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためにも、少人数学級の着実な推進が求められているところである。</p> <p>現在、法令に基づく35人以下学級の実施は、小学校1年生までにとどまっているが、本県では厳しい財政状況の中にあっても、小学校1～4年生、中学校1年生で35人以下学級を実施していることは評価するところである。</p> <p>しかしながら、教員の負担は年々増加し、学力向上の取組にも支障が出ている状況であり、これらを解消するためにも、35人以下学級の高学年への拡充が必要と考える。</p> <p>については、子どもたちに学力向上のみならず、豊かな人間形成が図られるためのきめ細かな教育を施すことができるよう、35人以下学級の対象学年の更なる拡充を要望する。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入することとしています。</p> <p>また、県教育委員会としては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上に向けた基礎的な財源は、国の責任においてしっかりとした措置がなされるべきであるという考えの下、これまでも教職員定数の充実などを国に対し強く要請し、少人数学級や少人数指導を柱にした少人数教育を拡大し、併せて県単独事業である「すこやかサポート事業」などの充実を図ってきたところです。今後においても少人数学級などの安定的な実施に向け、引き続き取り組みます。</p> <p>少人数学級の小学校高学年への拡大については、学習指導・生徒指導の重要性が増す学年であること等を踏まえつつ、また、教職員定数の改善に向けた国の動向や、加配定数の確保の見通しなどをも見極めながら、そのあり方について具体的な検討を進めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 国際リニアコライダーの誘致促進について</p> <p>平成25年8月、ILCの国内候補地が北上高地に一本化されたところであるが、国は日本学術会議の提言を受け、有識者会議を設置し、専門的な見地から建設の是非について議論を進めているところである。</p> <p>そのような中、東北では加速器関連事業を用いたプロジェクトが順次計画されており、加速器関連産業の集積が進み、そのプロジェクトの集大成としてILCの建設が実現すれば、国際的な科学拠点として日本が世界に大きく貢献することが期待される。</p> <p>しかしながら、県内においては依然として関心が低い地域もあり、誘致活動を進めるためには、ILCによる恩恵を県全体が享受できることを広くPRし、県民のILCに対する理解を深め、県全体でILC誘致の機運を醸成することが必要である。</p> <p>については、ILCの日本誘致の方針を早期に決定し、資金の分担や研究参加に関する国際的な調整等を着実に進めるよう国に働き掛けるとともに、県民がILCの恩恵を享受できるような広域多岐な街づくりビジョンを早急に示し、更なる誘致活動の促進を図るよう要望する。</p> <p>合わせて、将来の岩手を担う子どもたちの関心を高めるため、学校への出前授業や、子どもたちにわかりやすい冊子を作成し広く配布するなど、若年層の機運醸成を図るよう要望する。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係機関と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>県としては、国に対しILCの国内誘致の政府判断までのプロセス等について具体的に明示するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、ILCの国内誘致の方針を早期に決定するよう要望したところです。</p> <p>また、東北ILC準備室では、東北地域の産学官が連携して広域的なまちづくり等について検討している他、研究者と中高生の交流会やILCキャラバンを実施し、若年層への普及啓発に努めているところです。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、東北ILC準備室と連携し、ILC実現に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>政策地 域部</p>	<p>科学IL C推進 室</p>	<p>A 提言 の趣旨 に沿っ て措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6 農林業の振興について</p> <p>6-1 農業の担い手確保について</p> <p>少子化・高齢化の進行に加え、農畜産物の価格低迷等によって厳しい農業情勢が続く中、農業の担い手不足が深刻な問題となっている。</p> <p>認定農業者など地域農業を担う農業者も高齢化しており、今後農業農村を守っていくためにも、若い担い手の確保が急務である。</p> <p>国も、新規就農者に対する経済的支援などの対策を講じてきたが、現実には農家出身者以外が農業を開始するまでに農地や住宅の確保が難しいことや、農業機械等の購入資金の確保も大きな支障となっていることから、担い手となる若い農業者が増えないのが現状である。</p> <p>については、新規就農者を確保するため、新規就農者向け農業機械のリース事業の創設など、非農家出身者が新たに農業を始めることができるような施策の充実を図るよう要望する。</p> <p>合わせて、規模拡大を目指す農業後継者に対する機械設備等の助成制度の創設など、農業後継者育成支援にも積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であると認識しており、農家出身を問わず、就農希望者に対し経営の発展段階に応じて支援しています。</p> <p>特に、農地や農業機械など初期投資においては、農地中間管理事業、青年等就農資金の他、岩手県農業公社が初期投資軽減のための支援事業(地域経営資源継承支援事業)を創設していることから、本事業の積極的な活用をお願いします。併せて、新規就農者確保・育成を図るため就農前の研修や経営確立を支援する国の農業次世代人材投資事業(平成28年度までは青年就農給付金事業)の活用をお願いします。</p> <p>また、農家出身者以外が農業を開始する上で、生活の基盤となる農地や住宅の確保が重要であることから、市町村・農協等の関係機関・団体を構成員とする各地方の農業担い手育成推進協議会と連携し、農地や住宅に関する情報提供などの支援を進めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6 農林業の振興について</p> <p>6-2 林業の担い手確保について</p> <p>県産材の取引価格は1980年代がピークであったが、徐々に下降線をたどり、現在はピーク時の3分の1程度になっており、我が県の林業情勢は依然として厳しい状況である。</p> <p>そのような中、近年のバイオマス発電の普及、そして昨年本格稼働した大規模な合板工場の立地によって需要増が期待され、明るい兆しも見えている。</p> <p>しかしながら、2010年の国勢調査によると、全国の林業従事者は約51,000人で、昭和35年の約44万人から大幅に減少している。本県でも、平成25年度の年間60日以上の林業従事者は2,098人とどまり、今後岩手の林業振興を図っていく上で、担い手の確保が重要な課題となっている。</p> <p>については、今後見込まれる林業従事者の不足への対応、森林経営の長期的なプランニングができる人材の育成・支援のために、林業アカデミーの充実をはじめとした担い手確保に積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、林業就業ガイダンスの開催や新規就業者の経験に応じた段階的なOJT研修等により、就業希望者及び就業後のキャリアアップの取組を支援しています。</p> <p>また、林業の知識や技術を体系的に習得できる「いわて林業アカデミー」を平成29年4月に開講し、林業就業者の確保・育成に取り組んでいくこととしています。</p> <p>今後とも、市町村や関係団体と一体となって、支援制度の一層の周知を図り、林業担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6 農林業の振興について</p> <p>6-3 松くい虫被害対策の強化について</p> <p>県の木でもあるナンブアカマツは、本県の木材産業を古くから支えてきた重要な樹種となっている。</p> <p>ところが、昭和54年に本県で初めて松くい虫の被害が確認されてからは被害が急速に拡大・北上し、県南部のアカマツ林は壊滅的な状況となっている。</p> <p>現在、県央部まで被害範囲が拡大し、被害先端地域にある自治体では被害拡大防止のための懸命な取組が行われている。</p> <p>しかしながら、地球温暖化によるマツノマダラカミキリの生息範囲の拡大や、森林所有者の森林への関心の低下による手入れ不足のアカマツ林の増加などにより、被害範囲の拡大に駆除が追いつかず、これまで被害がなかった県北部にまで被害が広がることが危惧される。</p> <p>県北部は、森林の多くがアカマツ林であり、松くい虫の被害拡大は、地域の林業関係者に大きな打撃を与えるだけでなく、本県の林業生産活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>については、県においては、国、市町村との連携を強化し、一体となって松くい虫被害の終息に向けて総合的な被害対策に取り組むとともに、市町村に対する独自の補助制度の充実強化及び予算の確保を図るよう要望する。</p>	<p>県では、「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、被害先端地域での徹底的な駆除、被害まん延地域での樹種転換や重要な松林の予防措置等、被害状況に応じた総合的な防除対策を、国、市町村及び関係機関が一体となって推進しています。</p> <p>被害先端地域の市町村に対しては、補助事業に加え、引き続き市町村負担の無い「大臣の命令」及び「知事の命令」に係る駆除を実施していきます。また、県単独事業として、これまで行ってきた「いわての森林づくり県民税事業」の「松くい虫クリーンアップ処理」に加え、平成28年度から被害がまん延した松林を広葉樹林化する「松林の広葉樹林化促進」実施しています。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6 農林業の振興について 6-4 有害鳥獣対策の推進について 地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などによって全国的に有害鳥獣が増加し、様々な分野において被害が拡大している。 本県においてもシカやイノシシなどによる食害で農作物に深刻な被害が出ている他、熊などの大型動物による人的被害も頻発している。 財産のみならず生命・身体を守るためには、生態系に配慮しながら有害鳥獣を一定数駆除する必要があるが、捕獲後の処理にかかる負担や、駆除が追いつかないなど、様々な課題により個体数削減に至っていない。 よって、県においては、不足する狩猟者を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正などを国に働きかけるとともに、電気柵等侵入防止施設の安全確保対策や、ドローンを使った生態や個体数把握等、有害鳥獣被害対策に積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、狩猟者確保に向けて、狩猟免許試験の「予備講習会」や狩猟に興味のある県民を対象とした「捕獲の担い手研修会」を開催し、新規狩猟者の確保に取り組むとともに、国に対し、捕獲の担い手の確保に資する施策を充実させるよう要望しているところです。 また、電気柵等侵入防止施設の安全確保対策については、引き続き、設置者に対して点検・改善指導を実施していきます。 今後も、各市町村で策定している鳥獣被害防止計画が効果的に推進されるよう、 ①有害鳥獣捕獲の促進、 ②被害防止の促進、 ③地域ぐるみの防止活動促進 の3本の柱からなる鳥獣害対策に取り組むとともに、ニホンジカについてはモニタリング調査を実施し、生息状況や生息密度の把握に努めていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
		農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7 県が出資する団体等の経営健全化について</p> <p>県が出資する団体や企業の多くは、低迷する経済情勢の中で厳しい経営を強いられている。</p> <p>特に岩手県競馬組合においては、関係者の努力によって収支均衡が図られてはいるものの、入場者数の減少に歯止めがかからず、自場発売額も伸び悩んでいることから、今後一層の改革と経営努力が求められる。</p> <p>また、施設や設備の老朽化も進み、整備・補修にかかる費用の増大が懸念されるとともに、馬資源や厩務員等の人材確保も難しくなることが予想され、事業や予算執行においては、緊急性かつ重要性を最優先するという考えに立った運営が必要であり、県においてもこれまで以上の指導・監督の強化が求められる。</p> <p>また、IGRいわて銀河鉄道においても、JR北海道新幹線の開業に伴う寝台特急の廃止により大幅な収入減となっており、これまで以上の経営努力は勿論、50%を超える株式を所有する県としても、経営に対する厳しい監視や、経営改善のための助言や指導が必要と考える。</p> <p>については、県が出資する団体や企業の経営についても、県の事業であるという認識を強く持ち、それぞれの自主性を尊重しつつも、健全経営のための監視や指導を適切に行うよう要望する。</p>	<p>県出資等法人等が、最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって県民の負担を招くことのないように、継続的な改善の取組が求められているところです。</p> <p>県としては、毎年度の運営評価制度の取組等を通じて、法人等の果たすべき役割や課題を明らかにし、県の施策の連携強化に努めるなど、引き続き、法人等の運営改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、岩手県競馬組合は、岩手県、奥州市及び盛岡市を構成団体とする一部事務組合であることから、県としても、岩手競馬が安定的に運営されるよう、他の構成団体とともに、引き続き組合を支援していきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 県職員の法令違反防止について</p> <p>去る11月7日、県北広域振興局の職員が物損事故を起こし、飲酒運転の疑いで摘発されるなど、県職員による飲酒運転事故やスピード違反などの不祥事は後を絶たない。</p> <p>これらの法令違反は、公務員として絶対にやってはならない行為であり、全庁を挙げて再発防止に取り組まなくてはならない。</p> <p>特に、飲酒運転は重大な事故を招く危険性が高く、再発防止に向けてこれまで以上の厳しい取組が必要と考える。</p> <p>については、民間企業で行っている外部委託による抜き打ちのアルコールチェックの導入など、再発防止に向けた抜本的な対策を講じるよう要望する。</p>	<p>職員の飲酒運転防止については、全職員に向けた通知の発出や交通安全研修の実施の他、毎月、全所属で取り組んでいる「コンプライアンス確立の日」において、交通安全に関するテーマも取り上げ、振り返りも行うなど、飲酒運転防止の徹底を図っているところです。また、飲酒運転を行った場合には、原則として懲戒免職とすることを含め、各階層別の研修などの機会を通じ、注意喚起を図っているところであり、今後ともこうした研修における徹底等に取り組んでいきます。</p> <p>なお、アルコールチェックについて、現時点においては具体の導入等の検討はしておりませんが、公用車を運転する職員に対しては、所属において職員が相互に確認するなどの取組を図っていきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>9 道路・河川の整備について</p> <p>9-1 国道343新笹ノ田トンネルの整備について</p> <p>県南地域における沿岸と内陸部の横軸連携は、東日本大震災津波からの復興と、ILC誘致実現に向けての協調体制の構築の上でも重要である。</p> <p>その交流連携において重要な役割を果たすのが、両地域を結ぶ幹線道路であり、特に国道284、国道343は要となる幹線道路として役割が期待されている。</p> <p>しかしながら、国道343は笹ノ田峠という交通の難所を抱え、沿岸、内陸両自治体や住民団体から、更なる整備促進が要望されているところである。</p> <p>については、震災からの復興とILC建設を見据えた環境整備の面からも、国道343新笹ノ田トンネルの整備を進めるよう要望する。</p>	<p>国道343号については、東日本大震災津波において内陸部と気仙地区をつなぐ道路として大きな役割を果たしたことから、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>笹ノ田峠の新しいトンネル等による抜本的整備については、大規模な事業となるが見込まれることから、現在、国において進められている復興道路の整備に伴い形成される道路ネットワークによる物流の変化や、国際リニアコライダーの立地構想による大規模な開発計画の進展に応じ、必要な検討をしていきたいと考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>9 道路・河川の整備について 9-2 県管理河川の整備について 台風第10号の被害により、改めて河川整備の重要性が認識されたところであるが、今回の豪雨災害では、特に河川内の土砂や立木が被害を大きくした要因のひとつであるとの指摘があり、今後は堤防の整備と合わせ、土砂や立木の撤去、河道掘削などの対策を講じていく必要がある。 よって、県においては国に対し整備に必要な財政支援を求めるとともに、県単独の事業を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>現在事業を導入している河川については、早期の治水効果発現のため河川改修事業を鋭意進めていきます。 また、台風第10号で被害の大きかった岩泉町の小本川などにおいては、川の拡幅や築堤等による早期の改修を行うとともに、その他の河川においても計画的に河道掘削や立木の処理を行っていきます。 なお、国に対して、県民の安全で安心な暮らしを守るための「防災・安全交付金」の予算を拡大するよう要望しており、今後も機会あるごとに国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>